

1 業務名

令和7年度 那須塩原市 NOBASU～起業等支援プログラム～企画運営事業業務委託

2 課題

(1) 地域経済の活性化

市の事業所の実数は、令和元年から令和3年の間に713件も減少しており、地域経済に深刻な影響を及ぼしている上、本市で把握している創業数は令和3年度から令和5年度で16件と少ない。さらに、本市における起業は小売業や宿泊・飲食サービス業が多く、例えば、通信業は1事業者、インターネット付随サービス業は3事業者というように、デジタル産業やクリエイティブ産業といった多様な業種の起業を促すことができていない。

(2) 生産年齢層の移住者の増加と転出者の抑制

市の人口は減り続け、特に、活動の担い手となる生産年齢人口については、平成17年の77,538人をピークに減少しており、令和2年には67,987人となっている。令和2年に実施した市民アンケートでは、「本市が住みにくい」理由として「働き口の選択肢が少ないから」と回答した割合は32.8%と上位に挙げられており、生産年齢層の呼び込みや定着に必要な「しごと」が少ないというイメージを持たれていることが分かる。

また、実際に事業所数は減少しており、働き口が減少している状況にあり、新しい働き方を創出していくことが必要となっている。

3 事業概要

(1) 目的

上記の課題解決を目指し、付加価値を創出し、新たな成長の流れを生み出す地域経済の牽引役となるとともに、若者や女性の雇用等の受け皿となる活動を増加させるため、以下の項目を達成することを目的とした事業を行う。

a. 起業等の新たな活動の創出支援

i. 創出したい活動の例

- 革新的な技術やアイデアによってイノベーションを生み出し、これまでになかった製品やサービスを提供する企業等
- 社会課題の解決に取り組む企業等
- 地域資源を活用したビジネスを行う企業等

※ 営利、非営利は問わない

b. 伴走支援

i. 起業間もない法人等に対しての伴走支援

4 履行場所

那須塩原市内ほか

5 履行期間

契約締結の翌日から令和8(2026)年3月31日(火)まで

6 履行内容

目的達成のため、以下の事業を行う。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、市と協議しながら業務を進めること。

また、目的達成のため、効果的であると考えられる事業は積極的に提案すること。

(1) 内容

市内での起業等を目指す個人、または起業間もない法人を対象とした起業等支援プログラムを実施する。

a. プログラムの策定

- i. 事業の目的を達成する効果的な起業等支援プログラムを策定すること。
- ii. 定員は15名以上とすること。

b. 募集施策の実施

- i. チラシ作成
 - 500枚
- ii. 説明会等の開催
 - 起業等を目指す者に対する基礎的知識等に関する講義を行うとともに、プログラムの説明会を開催すること。

c. プログラムの実施

i. 研修プログラム

- 起業等に必要となるビジョン構築・マインドセット、ビジネスアイデアの構築、ビジネスプランの策定等に係る講義やワークショップ等を、プログラム参加者に対し実施すること。
 - a. ビジョン構築・マインドセット、ビジネスアイデアの構築、ビジネスモデルの検討等
 - i. 想定回数：5回以上

ii. 実践プログラム

- 参加者による起業等の新たな活動の創出に向けた定期的なメンタリング（定例メンタリング）等を実施すること。
 - a. 定例メンタリング
 - i. 想定回数：原則、月2回程度（各1時間程度）を計10回程度（期間にして5ヶ月程度）

d. 発表会及び交流会

- i. プログラムの成果発表会及び交流会を実施すること。なお、別事業である「(仮)官民共創フォーラム」での開催を想定している。
 - (仮)官民共創フォーラムの開催予定 令和8年3月中旬

e. 効果検証

- i. 参加者を対象にアンケート等を行い、効果検証を行うこと。

f. 情報発信

- i. NOBASU～起業等支援プログラム～を広く周知し、地域共創事業への参加者を増加させるため、メディアプラットフォーム「note」を活用して情報発信を行う。

- 記事作成の想定回数
 - a. 研修プログラムについて 1回
 - b. 実践プログラムについて 2回
 - c. 発表会及び交流会について 1回
- 使用アカウント 「地域共創事業 公式note」
 - a. URL | https://note.com/kyousou_ns

(2) 対象

- a. 市民
- b. 市内での活動を計画するもの

(3) 定員

- a. 15名以上を設定すること。

(4) 参加費

- a. 1万円
 - i. 那須地域開拓塾参加者及び同塾卒業生は無料とする。
 - ii. 参加費は市の歳入とする。

(5) 提案業務

- a. 本業務委託に係るプロポーザルにおいて、企画提案書に記載した業務を実践すること。

(6) 地域共創事業との連携

「NOBASU～起業等支援プログラム～」は、市が推進する「地域共創事業」の中核をなすプログラムの一つである。そのため、地域共創事業全体の趣旨や目的を深く理解した上で、本プログラムの企画運営を行うこと。

- a. 地域共創事業として実施される他の関連事業との有機的な連携を積極的に図り、事業全体の相乗効果を最大限に高めるよう努めること。
- b. 特に、「那須地域開拓塾」とは、プログラム内容の連携や、受講生がNOBASUへの参加を検討する際の円滑な情報提供など、密接な連携を十分に図ること。

なお、地域共創事業及び那須地域開拓塾については、以下を参照すること。

地域共創事業公式note | https://note.com/kyousou_ns

那須地域開拓塾 市HP | <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/event/14530.html>

7 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、市の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、進捗状況等を市に逐次報告するほか、必要に応じて市と打合せを行うこと。打合せを行った場合には、受託者において議事録を作成すること。

- (3) 受託者は、市から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、それぞれ電子データ（文書はpdf、画像はpng、動画はmp4）をメール又はCmocy（クモシィ）等で納品するものとする。

- (1) 実施報告書
- (2) その他本業務において作成し、又は取得したもので市が指示するもの。

9 支払条件

精算払

10 その他

- (1) 総括責任者の配置
 - a. 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
 - b. 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。
- (2) 業務及び結果等の管理
 - a. 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- (3) 権利等
 - a. 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転すること。
 - b. 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
 - c. 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
 - d. 受託者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (4) その他
 - a. 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
 - b. 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
 - c. 業務に係る費用は、全て委託金額に含むこと。
 - d. 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。
 - e. 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは市と受託者が協議の上、定めることとする。

- f. 上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

11 担当課

那須塩原市企画部企画政策課